救急の日及び救急医療週間実施要綱

1 目的

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、「救急の日」及び「救急医療週間」を設けるものとする。

2 期間

「救急の日」は、毎年9月9日とし、この日を含む一週間(日曜日から土曜日)を「救急医療週間」とする。(ただし、実施期間については、地域の実情に応じて変更することができるものとする。)

3 主催

厚生労働省、消防庁、都道府県、市町村、公益社団法人日本医師会、 日本救急医学会及び全国消防長会

4 協賛

救急医療関係諸機関

5 実施方針

国、地方公共団体、日本医師会(都道府県医師会、郡市区医師会)、 日本救急医学会、全国消防長会、その他関係機関の緊密な協力により、 救急の日及び救急医療週間の趣旨にふさわしい内容の行事を地域の 実情に応じて実施するものとする。

(1) 実施の重点

ア 救急法の普及啓発

イ 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用 方法の普及啓発

ウ 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

(2) 実施する行事等

- ア 応急手当についてのパンフレット等の配布
- イ 心肺蘇生法の実技講習
- ウ 講習会、研修会、健康教育等啓発活動の実施
- エ ポスターの掲示 (標語、図画等の募集)
- オ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等による広報
- カー日病院長、一日救急隊長等の任命
- キ 救急医療功労者及び救急関係功労者等の表彰
- クその他